

城陽市の水道料金・下水道使用料の表

(水道料金) 令和6年4月1日現在(令和3年10月1日改定)

用途区分	料率	基本料金	従量料金(使用水量1m ³ につき)							
			20 m ³ まで	21 m ³ から 40 m ³ まで	41 m ³ から 60 m ³ まで	61 m ³ から 80 m ³ まで	81 m ³ から 100 m ³ まで	101 m ³ から 200 m ³ まで	201 m ³ から 5,000 m ³ まで	5,001 m ³ 以上
一般用	13ミリ	2,000円	40円	110円	160円	210円	240円	270円	300円	270円
	20ミリ	2,400円								
	25ミリ	2,600円								
	40ミリ	18,500円								
	50ミリ	41,300円								
	75ミリ	113,600円								
	100ミリ	220,800円								
	150ミリ	612,700円								
	200ミリ	1,139,900円								
工事又は臨時用 に使用する場合			1m ³ につき720円							

基本使用料	従量使用料(使用水量1m ³ につき)						
	21 m ³ から 40 m ³ まで	41 m ³ から 60 m ³ まで	61 m ³ から 80 m ³ まで	81 m ³ から 100 m ³ まで	101 m ³ から 200 m ³ まで	201 m ³ から 5,000 m ³ まで	5,001 m ³ 以上
20 m ³ まで	145円	180円	195円	210円	220円	240円	220円
2,750円							

※水道料金・下水道使用料ごとに消費税 10 パーセントが加算されます。(1円未満の端数は切り捨て)

料金等の計算方法 料金等の計算方法は下記方法にもとづき行います。

※ 計算例(一般用の場合):2ヶ月の使用水量が50m³で、メーターの口径が20mmの場合

水道料金

A 基本料金	2,400円
B 従量料金 1m ³ ~20m ³ (40円×20m ³)	800円
C 従量料金 21m ³ ~40m ³ (110円×20m ³)	2,200円
D 従量料金 41m ³ ~50m ³ (160円×10m ³)	1,600円
水道料金合計 (A+B+C+D)×1.10	7,700円

(1円未満の端数が出た場合は、その端数を切り捨てた額とします。)

下水道使用料

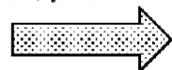
E 基本使用料 0m ³ ~20m ³	2,750円
F 従量使用料 21m ³ ~40m ³ (145円×20m ³)	2,900円
G 従量使用料 41m ³ ~50m ³ (180円×10m ³)	1,800円
下水道使用料合計 (E+F+G)×1.10	8,195円

(1円未満の端数が出た場合は、その端数を切り捨てた額とします。)

※アパートやマンションの料金等の算定方法及び井戸水使用により下水道をご使用の場合の下水道使用料の算定方法は、上記によらず別の方法で行います。

開栓・閉栓の申し込みや名義変更、郵便物の送付先変更、料金等支払方法の変更(口座振込→納付制のみ)は

こちらから



水道をご使用の皆さまへ

城陽市水道事業給水条例が契約の内容となります。内容については、城陽市ホームページをご覧ください。

1. こんな時はお届け下さい!

	手続き先	備考
開栓	・上下水道部 ・市役所市民課 ・オンライン申請	3営業日前までに申請してください。
閉栓	・上下水道部 ・オンライン申請	3営業日前までに申請してください。
名義変更 (親族間に限る)	・上下水道部 ・市役所市民課 ・オンライン申請	
水道の工事 (新築・改築)	・上下水道課	城陽市の指定を受けた業者を通じて届出して下さい。

* 閉栓(水道使用中止)は、市役所市民課ではお手続きできませんのでご注意ください。

2. 検針にご協力ください!

水道メーターの検針は、料金算出のため、2ヶ月に1度、月の中旬頃に検針員が行っています。使用量及び金額は、検針時に投函する「使用水量のお知らせ」をご確認ください。

検針月	地域名
偶数月	府道城陽宇治線東側の平川・久世・寺田、水主、枇杷庄、富野、観音堂、長池、奈島、中、市辺、令涼地域
奇数月	府道城陽宇治線西側の平川・久世・寺田、上津屋地域

* メーターボックスの上や周辺に物を置かないでください。 検針できない場合、移動や撤去をお願いすることがありますのでご了承ください。

* 犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離れた場所につないでください。

3. お支払は便利な口座振替をご利用ください!

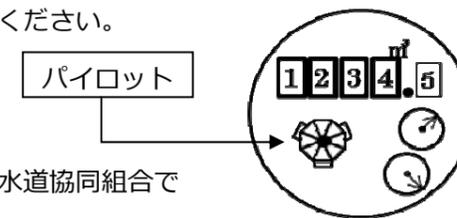
○申込方法

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行、京都やましろ農業協同組合のキャッシュカードをお持ちの方は、上下水道部または市民課の窓口で口座振替の申込みができます。
 ※申込みには、キャッシュカードの暗証番号と本人確認書類が必要です。
 ※お持ちのカードの種類によっては申込みできない場合があります。
 その他の金融機関をご利用の人、キャッシュカードをお持ちでない人は、印鑑をご持参の上、右記の金融機関へお申込みください。

京都銀行	京都信用金庫
南都銀行	京都中央信用金庫
みずほ銀行	近畿労働金庫
りそな銀行	京滋信用組合
三井住友銀行	京都やましろ農業協同組合
関西みらい銀行	ゆうちょ銀行・郵便局

4. 早期の漏水発見を!

メーターより宅地側の地下に埋まっている配管でひび割れ等があり、漏水していれば、水道使用量が多くなり、料金が高くなります。漏水している場合、全ての蛇口が閉まってもメーターのパイロットが回っています。漏水の早期発見のため、定期的にメーターのパイロットをご確認ください。



5. 漏水していたら...

宅内の漏水は、城陽市の指定を受けた業者または城陽市公認上下水道協同組合で修理してください。修理費用等はお客様の負担となります。

※業者をご存じでない人: 0774-52-1996(城陽市公認上下水道協同組合)

※城陽市のホームページで城陽市の指定を受けた業者一覧を見ることができます。

城陽市上下水道部経営管理課
TEL: 52-4801